

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱を廃止する告示【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成【建設局総務用地部総務課】 4

北九州市告示第 385 号

北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 5 年 10 月 26 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱
を廃止する告示

北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱（昭和 62 年北九州市告示第 271 号）は、廃止する。

付 則

この告示は、令和 5 年 10 月 26 日から施行する。

北九州市公告第 7 1 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 1 0 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
介護保険事務処理システム システム標準化影響等調査 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 9 月 1 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 1 6 号
- 5 契約金額
4, 9 7 8 万 5 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第717号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（令和5年北九州市公告第369号）は、廃止する。

令和5年10月26日

北九州市長 武内和久

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市小倉南区安部山148番33
北九州市小倉南区安部山148番4
北九州市小倉南区安部山148番8
北九州市小倉南区安部山184番22
北九州市小倉南区葛原一丁目3002番4
北九州市小倉南区葛原一丁目3002番13
北九州市小倉南区湯川四丁目166番4
北九州市小倉南区湯川五丁目569番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
北九州市
- 5 意見の申出

令和5年10月26日から同年11月15日まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。